

議案第171号

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款の変更について

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款の一部を変更する定款を次のように定める。

平成30年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款の一部を変更する定款

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款（平成28年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第7条中「8人」を「6人」に改める。

第10条第2項中「及び監事」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。

第19条中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改める。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定については、総務大臣の認可があった日から施行する。